

一部訂正

令和6年11月4日

担当：島根県家畜伝染病防疫対策本部
広報報道班（農山漁村振興課）藤江、加藤
TEL 0852-22-6716
FAX 0852-22-5914
メール nosan@pref.shimane.lg.jp

高病原性鳥インフルエンザ発生への対応について (11月4日 8:00現在の状況)

このことについて、以下のとおりお知らせします。

1 疑似患畜の殺処分について

- ・ 本日8:00までに、計~~224,973~~ 244,973羽を殺処分

2 消毒ポイントの設置について

消毒ポイント4カ所で継続

3 県民の皆様へのお願い

- (1) 我が国の現状において、鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はありません。
- (2) また、発生農場では徹底した防疫措置がとられ、本病に感染した鶏肉や鶏卵が市場に出回ることはありません。

4 報道機関へのお願い

- (1) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、農場の敷地内に立ち入って取材することは厳に慎むようご協力をお願いいたします。また、ヘリコプターやドローンを使用する際の取材はプライバシーを侵害しかねず、防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (2) 今後、定期的に本病に関する情報を提供しますので、根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いいたします。

注) 毎日、10時頃に情報提供(報道発表)予定

防疫措置に関するお問い合わせ先：農林水産部畜産課(0852-22-6022)